

障がい者団体助成事業選定規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本理学療法士協会（以下「本会」という。）が、定款に定める本会の目的及び事業に基づき、障がい者団体助成事業（以下「本事業」という。）を実施する際、助成対象事業の選定に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）当事者

障がい者（児）とその家族をいう。ただし、障がい者（児）とその家族を分けて指す場合には、障がい者（児）又は家族の語を用いるものとする。

（2）当事者団体

当事者が会員もしくは役員の過半数以上を占める団体をいう。

（助成対象事業）

第3条 助成の対象となる事業は、住所及び活動の本拠を日本国内に有する当事者団体及び当事者の支援を行う団体による事業であって、次の各号のいずれかに該当する、日本国内における当事者を支援する事業とする。

（1）障がい者（児）の社会参加を促進する等、すべての国民が安心して暮らせる地域社会の実現に貢献する事業

（2）リハビリテーションの発展に寄与する事業

（3）支援を必要とする国民が互いを理解し、支え合うことを目的とする事業

（4）遂行にあたり財政的安定性と持続可能性を有する事業

2 前項の定めに関わらず、以下のいずれかに該当する事業は助成の対象外とする。

（1）営利を目的とする事業

（2）活動の主たる部分を外部委託する事業

（3）第三者に資金交付することを目的とする事業

（助成制限）

第4条 同一の団体が本事業における助成を受けることのできる回数・期間は通算3回・3年とする。

(公募)

第5条 助成対象事業の選定を行うときは、あらかじめ、助成を希望する団体からの申請を募ることとする。

(助成決定)

第6条 選定にあたっては、公正に行うため、専門的な知見を有する本会役員及び職員をもって選定部会を構成し、これに当たることとする。また、必要に応じて外部からの専門家を参画させることができる。

2 前項の定めにかかわらず、前条の申請を行った団体の長及び当該団体において申請に係る事業に携わる者は、選定には当たらないものとする。

3 助成決定に際しては、第1項の選定を基に、理事会に助成可否を諮ることとする。

(事務)

第7条 本事業に係る事務は、本会広報企画課が担当する。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、本事業を所掌する担当理事が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この規程は、令和7年4月6日から施行する。